

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 6 2 号
件 名	情報公開と個人情報保護制度の主管課を明確にするよう求めることについて
要 旨	<p>1月19日に情報公開請求の公開決定処分に関する審査請求に係る口頭意見陳述が実施されました。これに先立ち11月30日に、審査庁である福祉部障がい福祉課から反論書の提出についての文書が送付されてきたので、12月5日に反論書をファックス送信しました。すると、審査庁から郵送または持参するように言われました。以前ファックスで反論書を送付し、受理された旨を伝えたところ、確認するとの回答でした。その後、12月5日にファックス送信で受理しますとの返事がありましたが、翌日には市政情報室がファックス送信では受理できないと言ってきました。審査庁に確認すると、市政情報室に問い合わせた結果、ここでは分からない。行政経営課に聞いてくれと言われ、行政経営課に問い合わせた結果、ファックスで受理してもよいと言われたので、その結果を審査請求人に伝えたとのことでした。その後、行政経営課で再度調査をした結果、郵送または持参する必要があることが判明し、市政情報室に伝えたことが判明した。</p> <p>市政情報室の主な業務内容は、情報公開制度と個人情報保護制度の施行となっている。審査庁が市政情報室に問い合わせていることから、市職員は情報公開に伴う手続の問合せ先は、市政情報室と認識している。しかし、市政情報室は行政経営課に聞いてくれと言う。情報公開制度の主管課は、行政経営課なのか、市政情報室なのか。主管課は手続について熟知してもらいたい。</p> <p>以上のことから、情報公開制度と個人情報保護制度の主管課を明確にすることを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和6年3月11日 総務常任委員会
受 理	令和6年2月26日 第764号